

## 信州大学附属図書館工学部図書館特別利用要項

平成 29 年 3 月 31 日  
工学部図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学附属図書館工学部図書館（以下「工学部図書館」という。）の特別利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において次の用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- 一 特別利用 工学部図書館を開館時間外において、自動入退館装置により利用することをいう。

(目的)

第3条 特別利用は、工学部の院生・学部学生に閲覧席を提供することにより、教育に資することを目的とする。

(利用資格)

第4条 特別利用できる者は、次の号に掲げる者で、工学部図書館長（以下「図書館長」という。）の許可を受けた者とする。

- 一 工学部（附属施設を含む）の教職員
- 二 大学院総合理工学研究科（長野（工学）キャンパス）の学生
- 三 工学部の学部学生
- 四 工学部の研究生
- 五 図書館長が特に許可した者

(利用資格の取消)

第5条 図書館長が不適切な特別利用と認めた場合は、特別利用の許可を取り消すことがある。

(利用施設等)

第6条 特別利用による工学部図書館の利用施設は、次の各号とする。

- 一 1階ホール
- 二 2階閲覧室（オープンスペース）

(利用範囲)

第7条 特別利用による工学部図書館の利用範囲は、次の号とする。

- 一 情報の検索
- 二 閲覧席の利用

(利用許可)

第8条 特別利用を希望する者は、図書館長に申請するものとし、申請手続等については別に定める。

(賠償・復旧)

第9条 特別利用者が利用に伴って工学部図書館の施設その他に損害を与えたときは、図書館長の指示に従い、賠償又は復旧しなければならない。

(規定等の遵守)

第10条 特別利用する者は、信州大学附属図書館利用細則（平成 16 年信州大学細則）並びにこの要項及び図書館長の指示する事項を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、時間外利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。